

令和5年度 春日市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について

第1 報酬改定の概要

- 生活支援型予防通所サービス事業における「1時間以上2時間未満」単位（回数制）の報酬を新たに定め、従前の「4時間未満」単位の報酬を「2時間以上4時間未満」単位（回数制）の報酬に改める。
- また、生活支援型予防通所サービス事業の報酬に、1月の中で一定回数以上利用した場合の月包括単位の報酬を新たに定める。
- 改定後の報酬は、令和6年2月1日から適用する。

第2 改定内容 ※ 詳しくは、サービスコード表を参照

1 第一号訪問事業

改定なし

2 第一号通所事業

(1) 通所型サービス（旧介護予防通所介護相当事業）【サービスコード：A6】

改定なし

(2) 通所型サービス（共生型旧介護予防通所介護相当事業）【サービスコード：A6】

改定なし

(3) 生活支援型予防通所サービス事業【サービスコード：A7】

ア 基本報酬

※事業対象者・要支援1の方で1月の中で5回以上、要支援2の方で1月の中で9回以上利用された際に、送迎の有無が混在する場合には、回数制の単位で実際の送迎の有無に則した単位数で計算したものと、月包括報酬の単位を比較し、いずれか少ない方の単位で請求を行うこととする。

例①：要支援1の方が2時間以上4時間未満のサービスを1月の中で5回利用されたうち、4回が送迎あり・1回が送迎なし（片道）だった場合

⇒ 回数制で計算すると332単位×4回+308単位×1回=1,636単位となる。一方、月包括の単位（全て送迎あり）は1,427単位である。

⇒ この場合、実際の請求は、少ない単位である月包括単位の1,427単位で請求する。

例②：要支援1の方が1時間以上2時間未満のサービスを1月の中で5回利用されたうち、5回全てが送迎なし（往復）だった場合

⇒ 回数制で計算すると118単位×5回=590単位となる。一方、月包括の単位は713単位である。

⇒ この場合、実際の請求は、少ない単位である回数制の590単位で請求する。

（裏面へ続く）

対象者	1単位当たりの提供時間数	1月の利用回数	コード	算定の単位	単位数
要支援1・事業対象者	1時間以上 2時間未満	4回まで	1007・1008・1009	1回につき	166
		5回以上	1031・1032・1033	1月につき	713
要支援2		8回まで	1007・1008・1009	1回につき	166
		9回以上	1034・1035・1036	1月につき	1,427
要支援1・事業対象者	2時間以上 4時間未満	4回まで	1001・1002・1005	1回につき	332
		5回以上	1037・1038・1039	1月につき	1,427
要支援2		8回まで	1001・1002・1005	1回につき	332
		9回以上	1041・1042・1043	1月につき	2,855
要支援1・事業対象者	4時間以上	4回まで	1003・1004・1006	1回につき	345
		5回以上	1044・1045・1046	1月につき	1,483
要支援2		8回まで	1003・1004・1006	1回につき	345
		9回以上	1047・1048・1049	1月につき	2,967

イ 加算・減算

加算は無し。送迎減算は片道24単位、往復48単位。

3 介護予防ケアマネジメント 【サービスコード：AF】

改定なし